

○ 電気事業法施行規則の一部を改正する省令新旧対照条文
 電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後		別表第二（第六十二条、第六十五条関係）
工事の種類	認可を要するもの	
発電所 一 設置の工事 二 変更の工事 （一）発電設備の設置	1（略） （略）	
改 正 前		別表第二（第六十二条、第六十五条関係）
工事の種類	認可を要するもの	
発電所 一 設置の工事 二 変更の工事 （一）発電設備の設置	1（略） （略）	

事前届出を要するもの	1 発電所の設置であつて、次に掲げるもの (1)～(7)（略） (8) 出力二千キロワット以上の太陽電池発電所の設置 (9)（略）
発電設備の設置であつて、次に掲げるもの (1)～(7)（略） (8) 太陽電池発電所の出力二千キロワット	

事前届出を要するもの	1 発電所の設置であつて、次に掲げるもの (1)～(7)（略） (8) 出力五百キロワット以上の太陽電池発電所の設置 (9)（略）
発電設備の設置であつて、次に掲げるもの (1)～(7)（略） (8) 太陽電池発電所の出力五百キロワット	

	(二) 発電設備の設置の工事以外の変更に工事であつて、次の設備に係るもの 1 原動力設備 (1)～(4) (略) (5) 太陽電池設備 太陽電池
--	--

	(9) 以上の発電設備の設置 (略) 1 出力二千キロワット以上の太陽電池の設置 2 出力二千キロワット以上の太陽電池の取替え 3 出力二千キロワット以上の太陽電池の改造であつて、次に掲げるもの (1)・(2) (略) 4 出力二千キロワット以上の太陽電池の修理
--	--

	(二) 発電設備の設置の工事以外の変更に工事であつて、次の設備に係るもの 1 原動力設備 (1)～(4) (略) (5) 太陽電池設備 太陽電池
--	--

	(9) 以上の発電設備の設置 (略) 1 出力五百キロワット以上の太陽電池の設置 2 出力五百キロワット以上の太陽電池の取替え 3 出力五百キロワット以上の太陽電池の改造であつて、次に掲げるもの (1)・(2) (略) 4 出力五百キロワット以上の太陽電池の修理
--	--

- (6) (略)
- 2 電気設備
- (1) (8) (略)
- (9) 逆変換装置

(略)

- (10) (略)
- 3 附帯設備
- (1) 発電所の運転を管理するための制御装置

であって、支持物の強度に影響を及ぼすもの

(略)

燃料電池発電所における出力五百キロワット以上の発電設備、太陽電池発電所における出力二千キロワット以上の発電設備又は風力発電所における出力五百キロワット以上の発電設備に係る逆変換装置の設置、取替え又は改造であって二十パーセント以上の電圧若しくは出力の変更を伴うもの

(略)

水力発電所、出力キロワット未満（内燃力を原動力とするもの）は一万キロワット未満

- (6) (略)
- 2 電気設備
- (1) (8) (略)
- (9) 逆変換装置

(略)

- (10) (略)
- 3 附帯設備
- (1) 発電所の運転を管理するための制御装置

であって、支持物の強度に影響を及ぼすもの

(略)

燃料電池発電所、太陽電池発電所又は風力発電所における出力五百キロワット以上の発電設備に係る逆変換装置の設置、取替え又は改造であって二十パーセント以上の電圧若しくは出力の変更を伴うもの

(略)

水力発電所、出力キロワット未満（内燃力を原動力とするもの）は一万キロワット未満

(略)	
(略)	(2) (略)
	(略)
(略)	(略) の火力発電所、出力五百 キロワット未満の燃料電 池発電所、出力二千キロ ワット未満の太陽電池発 電所又は出力五百キロワ ット未満の風力発電所以 外の発電所に係る制御装 置の改造であって、制御 方式の変更を伴うもの（ 中欄に掲げるものを除く 。）

(略)	
(略)	(2) (略)
	(略)
(略)	(略) の火力発電所又は出力五 百キロワット未満の燃料 電池発電所、太陽電池発 電所若しくは風力発電所 以外の発電所に係る制御 装置の改造であって、制 御方式の変更を伴うもの （中欄に掲げるものを除 く。）